

希望業種を変更する場合の提出書類について (役 務)

本市へ登録している希望業種を変更したい場合は、次の書類を更新申請と同時に提出してください。
(「希望業種変更調書」の提出が必要な変更は、順位の変更及び本市へ登録していない希望業種を追加する場合です。)

No.	提出書類	対象	摘 要
I	希望業種変更調書 (役務) (原本又は写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「希望業種変更調書(役務)」に必要事項を記入 ※ 変更を希望する業種だけでなく、変更後に希望するすべての業種について記入
II	登録証明 (登録証明書, 営業許可証明書等) (写し)	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに希望する業種に必要な許認可、登録又は届出等(以下「許認可等」という)が法令で定められている場合に提出 ※ 別紙「(役務)業種区分及び許認可等一覧表」を参照 ※ 契約締結先(本社又は委任先)が許認可等を受けていることが法令で定められている業種については、契約締結先のものを出してください ※ 申請月の月末までに有効期限が切れる場合は希望できません なお、有効期限の更新中の場合は更新手続き中であることがわかる書類を提出してください ※ 商号・代表者の変更、一部業種の廃業等により、許可証明書等の当該箇所が現状と異なっている場合は、変更の事実を確認できる書類(行政庁の受理印のある変更届など)の写しか、管轄の省庁等で最新の内容の証明等を取付したものを出してください (岡山市への変更届が未提出の場合は至急提出してください)

参考資料の提出について

次の書類は発注の際に参考にする場合がありますので、更新申請書と併せて提出してください。(記載内容については、審査の対象ではありません。)

No.	提出書類	対象	摘 要
III	技術者経歴書(役務) (原本又は写し)	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載すべき技術者がいない場合は提出不要 ・ 新たに希望する業種に必要な職員の免許、検定及び認定等の資格要件が法令等で定められている場合は提出 ※ 新たに希望する業種に係る有資格技術者のみ記入 ※ 指定様式「技術者経歴書(役務)」に必要事項を記入 ※ 別様式でも可(商号や免許の名称等の必要事項を余白等に必ず記入)
IV	営業用機械器具調書(役務) (原本又は写し)	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載すべき機械器具がない場合は提出不要 ・ 新たに希望する業種の営業用に使用している主な機械器具について記入 ※ 新たに希望する業種に係るもののみ記入 ※ 指定様式「営業用機械器具調書(役務)」に記入 ※ 別様式でも可(商号や器具の名称等の必要事項を余白等に必ず記入)

- ※ 登録している希望業種は、岡山市ホームページの有資格者名簿で確認できます。
- ※ 書類の不備、不足等がある場合は不受理となり、希望業種変更の結果に反映されません。
- ※ この希望業種変更調書における希望業種変更の適用は、申請月の翌月からです。更新期限月に更新した場合は、登載期間更新の適用日と異なります。岡山市ホームページに掲載の有資格者名簿で審査結果を確認する際はご注意ください。
- ※ この希望業種変更調書の対象は、順位の変更及び本市へ登録していない希望業種を追加ですが、変更届等の対象(希望業種の削除等)について記載があるときは、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。この場合における変更届等の対象の適用日は、希望業種変更と同時(申請月の翌月から)になります。ただし、希望業種で必要な許可の喪失による場合は変更届のみの受付となります。更新申請後、変更が生じたときは遅滞なく「岡山市入札参加資格審査申請変更届」を提出してください。

希望業種変更調書（役務）

下記のとおり希望業種の変更を希望します。

本社商号又は名称

- ※ 本調書の単独での受付は行いません。更新申請と同時に提出してください。
- ※ 変更を希望する業種だけでなく、変更後に希望するすべての業種について記入してください。
- ※ 希望する業種がなくても、確認のため、2ページ目も必ず提出してください。
- ※ この希望業種変更調書の対象は、順位の変更及び本市へ登録していない希望業種の追加ですが、変更届等の対象（希望業種の削除等）について記載があるときは、希望業種変更調書を変更届の代替書類として取扱います。

例) 業種（大分類） 細区分（小分類）
 警備 A 人的警備
 廃棄物 C 産業廃棄物収集運搬 など

*下の分類表から希望する業種細区分（小分類）を名称で記入してください。
 （業種細区分（小分類）で9業種まで希望可能）

順位	業種（大分類）	業種細区分（小分類）	順位	業種（大分類）	業種細区分（小分類）
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			希望業種細区分数		個

*確認のため、以下の分類表にも希望する順位(1~9)を、変更分も含めてすべて記入してください。
 (106-A,Zと、199-Zは業務例も記入してください。)

業種（大分類）	業種細区分（小分類）	順位	業務例
101	A 人的警備		
	B 機械警備		
102	A 庁舎・事務所清掃		
	B 道路・公園の清掃		
	C 用水路の清掃		側溝清掃
103	A し尿浄化槽清掃		
	B し尿浄化槽点検		
	C 貯水槽の清掃・点検		貯水槽・受水槽・高架水槽
104	A 下水管清掃		
	B 下水管カメラ調査		
	Z その他下水管		
105	A 一般廃棄物収集運搬		
	B 一般廃棄物中間処理・最終処分		
	C 産業廃棄物収集運搬		
	D 産業廃棄物中間処理・最終処分		
	E 特別管理産業廃棄物収集運搬・処分		
	Z その他廃棄物		再資源化物回収、再資源化、古紙・機密書類の収集、家庭ごみ収集
106	A 機械設備		再資源化物回収、再資源化、古紙・機密書類の収集、家庭ごみ収集 *希望業務の口にチェック(レ)してください。 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 冷凍機 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> ガス設備 <input type="checkbox"/> 自動ドア <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> ベルトコンベア <input type="checkbox"/> 荷物リフト <input type="checkbox"/> 電動シャッター <input type="checkbox"/> その他 ()
	B 電気設備		自家用電気工作物、その他電気設備
	C 通信設備		電話・FAX・無線機等
	D 消防設備		
	E 医療機器		医療機器・環境測定装置等
Z その他保守・点検・管理		*希望業務の口にチェック(レ)してください。 <input type="checkbox"/> ピアノ調律 <input type="checkbox"/> 航空機・ヘリコプターの整備 <input type="checkbox"/> 地下タンク点検 <input type="checkbox"/> 舞台・音響設備保守 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(次ページへつづく)

※該当がなくても次ページも必ず提出してください。

(役務) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。
 ※下記に記載以外の許認可の書類を求めることがあります。

業 種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令
101 警備	A 人的警備	・警備業認定	・警備業法
	B 機械警備	・警備業認定 ・機械警備業務開始届	・警備業法
102 清掃	A 庁舎・事務所清掃		
	B 道路・公園の清掃		
	C 用水路の清掃		
103 浄化槽・貯水槽	A し尿浄化槽清掃	・浄化槽清掃業許可（※岡山市の許可等を受けたもの）	・浄化槽法
	B し尿浄化槽点検	・浄化槽保守点検業者登録（※岡山市の許可等を受けたもの）	・浄化槽法
	C 貯水槽の清掃・点検	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録（※契約締結先で登録したもの）	・ビル管理法
104 下水管	A 下水管清掃		
	B 下水管カメラ調査		
	Z その他下水管		
105 廃棄物	A 一般廃棄物収集運搬	・一般廃棄物収集運搬業許可	・廃掃法
	B 一般廃棄物中間処理・最終処分	（下記のうちどちらか1つの許可等で登録可） ・一般廃棄物処分業許可 ・一般廃棄物処理施設設置許可	・廃掃法
	C 産業廃棄物収集運搬	・産業廃棄物収集運搬業許可	・廃掃法
	D 産業廃棄物中間処理・最終処分	・産業廃棄物処分業許可	・廃掃法
	E 特別管理産業廃棄物収集運搬・処分	（下記のうちどちらか1つの許可等で登録可） ・特別管理産業廃棄物処分業許可 ・特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可	・廃掃法
	Z その他廃棄物		
106 保守・点検・管理	A 機械設備		
	B 電気設備		
	C 通信設備		
	D 消防設備	・消防用設備業届出（※岡山市の許可等を受けたもの）	・岡山市火災予防条例
	E 医療機器		
	Z その他保守・点検・管理	（地下タンク点検を行う場合） ・地下タンク等定期点検事業者認定	
107 施設の運転管理・保守	A ごみ処理施設，下水処理施設等		
	B 施設の消毒・防除・防虫		
	C 薬品等入れ替え業務		
	Z その他施設の運転管理・保守		
108 樹木等保護管理	A 樹木の剪定		
	B 草刈，除草		
	C 山林		
109 検査・測定	A 環境測定及び計量証明事業	（計量証明事業を希望する場合） ・計量証明事業登録	・計量法
	B 検診・医療検査・衛生検査		
	Z その他検査・測定		
110 研究・調査・計画	A 研究・調査・計画		
111 クリーニング	A クリーニング	・クリーニング検査確認証又は証明	・クリーニング業法
	Z その他洗濯		

(役務) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分（小分類）の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。
 ※下記に記載以外の許認可の書類を求めることがあります。

業 種		許認可等の名称等		
大分類	業種細区分（小分類）	登録に必ず必要なもの	根拠法令	
112	給食	A 給食等調理・配食サービス		
113	製作等	A 映画・ビデオ・マイクロフィルム・写真		
		B テレビ・ラジオ広告、番組		
		C 新聞、雑誌広告		
		D その他広告		
		E デザイン		
		F 文化財製作等		
		G 会議録、翻訳		
114	イベント	A イベント		
115	電算	A データ入力		
		B システム開発・運用・保守		
		C ウェブコンテンツの作成		
		Z その他電算		
116	運送	A 貨物運送、運行	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・一般貨物自動車運送事業許可 ・貨物軽自動車運送事業届出	・貨物自動車運送事業法
		B 旅客運送、運行	・旅客自動車運送事業許可	・道路運送法
117	観光、旅行	A 観光、旅行業務	・旅行業登録	・旅行業法
118	倉庫業	A 倉庫業	・倉庫業登録	・倉庫業法
119	研修	A 各種研修等の企画・講師派遣		
120	保険	A 保険業	・保険業免許 (金融庁のホームページ掲載の生命保険会社一覧又は損害保険会社一覧が最新の内容であれば当該ページの写しで代替可) ※代理店の場合は代理店証明	・保険業法
199	その他の委託	A 封入封緘		
		B 受付、案内、電話交換		
		C 医療事務		
		D 気象観測・予報		
		Z その他委託 (どの分類にもない業務)	(特定信書便事業を希望する場合) ・特定信書便事業許可	・民間業者による信書の送達に関する法律
201	人材派遣業	A 人材派遣業	・(一般) 労働者派遣事業許可 (契約締結先で許可等を受けたもの)	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
301	賃貸等	A パソコン等 (ソフトウェアを含む)		
		B 自動車		
		C 仮設建物		
		D 医療機器・理化学機器		
		E その他リース		
		F レンタル		
		G 寝具賃貸		

参考資料

※該当者のみ提出

営業用機械器具調書（役務）

記入日： 令和 年 月 日

本社商号又は名称

名 称	種 類	用 途 等	能 力	所有数量

記載要領

- ①営業用に使用している機械器具等を記載すること。上記へ記入できない場合は、別紙作成のうえ添付すること。
- ②別様式で同様の書類を作成されている場合は、そちらを提出していただいてもかまいません。

その場合は、本様式の代わりに提出したことがわかるようにしてください。

例：余白に「営業用機械器具調書」、本社商号又は名称及び器具の名称を記載する、

1枚目にこの様式を付けて「別紙のとおり」と記載し別様式を添付する等

- 本表は、発注の際に参考とさせていただくことがあります。

参考資料

※該当者のみ提出

技術者経歴書（役務）

記入日： 令和 年 月 日

本社商号又は名称

氏名	法令による免許等		実務経歴	実務経験
	名称	取得年月日		
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月

記載要領

①「法令による免許等」の欄には、業務に関し法令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。

②「実務経歴」の欄には、最近のものから記載すること。

③別様式で同様の書類を作成されている場合は、そちらを提出していただいてもかまいません。

その場合は、本様式の代わりに提出したことがわかるようにしてください。

例：余白に「技術者経歴書」、本社商号又は名称、氏名及び免許等の名称記載する、

1枚目にこの様式を付けて「別紙のとおり」と記載し別様式を添付する等

●本表は、発注の際に参考とさせていただくことがあります。